

# 令和6年度「障害者スポーツ推進プロジェクト（スポーツ指導者やボランティア等のスポーツを支える人のための障害者対応指導ツールの改定等）」公募要領

## 1 事業名

令和6年度「障害者スポーツ推進プロジェクト（スポーツ指導者やボランティア等のスポーツを支える人のための障害者対応指導ツールの改訂等）」

## 2 事業の趣旨

東京大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある方の割合は低く、障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備することが必要である。また、成人一般に比べて障害者のスポーツ実施状況が低調であることから、障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図ることが重要である。そういった背景に基づき、スポーツ庁では令和5年度に障害者スポーツの指導に携わったことのない、健常アスリートの指導者が、指導現場で対応しうる障害種目の特性から障害者にスポーツを指導するための留意点・事例等を包括的にとりまとめたツール（参考資料を参照）を作成した。

作成したツールは、スポーツ指導者が現場で活用しやすいよう改訂していくことが必要である。そこで、本事業では、作成したツールを試用した指導者等への使用感等を含めたヒアリング、当該ヒアリングの結果を踏まえたツールの改訂を行うこととする。こうした事業によって、障害の有無にかかわらず指導の提供につながり、ともにスポーツを実施できる環境の整備等を図ることを目指す。

## 3 事業の内容

受託者は、上記目的の達成に向けて、以下の（１）と（２）の内容を実施するものとする。なお、本要領に定めのない事項については、スポーツ庁と協議の上で決定することとする。事務局の担う行務は、有識者の検討委員会の設置・運営、本ツールを試用した指導者等へのヒアリング、当該ヒアリングに基づくツールの改訂、および成果物の提出とする。

### （１） 障害者対応指導ツールの改訂

以下の①-④を実施することとする。

#### ① 委員会メンバーの編成及び検討委員会の設置・運営

ツールの具体的な周知方法やヒアリング内容等の手法、および改訂を進めるにあたり、有識者の知見を踏まえるために検討委員会を設置・運営することとする。受託者は、検討委員会を少なくとも年間3回程度実施し、その事務局業務を担う。委員会メンバーの人は、各障害種目に知見を持つ有識者10-15名程度により構成する。委員会のメンバーの選定に関しては、スポーツ庁が示す有識者を必ず含めることとするほか、受託者から提案する有識者については予めスポーツ庁と協議を行い、承諾を得る必要がある。なお、委員会の時期、回数、議題（会議の内容、スケジュール）等、については、スポーツ庁と協議の上で決定すること。

## ② ツールの使用感等のヒアリング手法の検討とその実施

本ツールを試用したスポーツ指導者等に対して使用感（読みやすさ、理解しやすさ、改善点等）を含めた様々な意見を、ヒアリングを通じて聴取することとする。指導者等へのヒアリング内容やツールの試用によって得られうる影響等を整理するとともに、スポーツ指導者等の属性（年齢やスポーツ指導歴、障害を持った人への指導歴の有無やその程度等）などの違いを踏まえ、効果的かつ実行可能性の高いヒアリングを実施することとする。なお、ヒアリング先や規模感等については、検討委員会での議論を踏まえ、スポーツ庁が指定する関係団体や関係機関から提案を受けた場所を中心に実施することとする。

## ③ スポーツ指導者等へのヒアリングを踏まえたツールの改訂

ツールの使用感等のヒアリングを実施し、当該ヒアリング結果を踏まえ、ツールを改訂することとする。なお、ツールの改訂にあたっては、委員会での議論、スポーツ庁との協議を経たうえで実施するものとする。また、改訂したツールのさらなる周知方法を検討し、提案することとする。

## ④ 作成したツールの製本

修正したツールを 50 部製本のうえ、スポーツ庁に提出することとする。

## （２） 報告書の作成

上記（１）と（２）の業務により得られた成果（調査研究の実施に伴うデータを含む。）を基に、事業の概要及び団体等の参考となるポイントを記載した報告書を取りまとめ、内容についてスポーツ庁と事前協議の上で、印刷物 2 部をスポーツ庁に提出すること。報告書の内容を概ね 4 頁以内（Microsoft PowerPoint 形式により作成するものとする。）にまとめたものを報告書中に盛り込むこととする。なお、報告書については、原則スポーツ庁ホームページに掲載する予定であることに留意すること。併せて、報告書原稿及び事業関連資料一式（実行委員会配布資料及び議事録、事業の広報資料等）のドキュメントデータ（Microsoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で読み込み可能な形式又は PDF 形式）についても提出すること。

## 4 委託先

法人格を有する団体

## 5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 6 委託期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約を締結した日～令和 7 年 3 月 28 日

事業規模：1 件当たり 12,000 千円程度

採択件数：1 件

## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じてヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

### (2) 審査基準

審査基準（別紙 1）のとおり。

### (3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として、30 日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

### (4) 条件付採択

選定において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した事業計画書及び経費計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

## 8 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

## 9 企画提案書等の提出方法等

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（企画提案書の様式は、事業計画書の様式（別添）を使用し、題名を「企画提案書」に修正の上提出すること。）

イ 誓約書（別紙 2。詳細は「10. 誓約書の提出等」のとおり。）

ウ 申請団体の財務状況に関する書類等、審査基準「Ⅳ 評価項目」の「1. 事業実施主体に関する評価」の各項目の評価に資する書類

エ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

### (2) 提出先及び公募に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号中央合同庁舎第 7 号館

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室（東館 13 階）

TEL：03-5253-4111（内線：3575）（担当：見供）

e-mail：kensport@mext.go.jp

### (3) 提出方法

企画提案書は日本語で作成し、電子データとして E-mail により提出すること（データ容量が 10MB を超える場合は、別途送受信アドレスをお知らせするので担当宛てに連絡すること）。

- ・提出書類の電子データは PDF 形式（Adobe Acrobat Reader DC で閲覧可能なもの）とし、（２）に示す提出先のメールアドレスまで提出すること（押印不要）。
- ・メールの件名は「【団体名】「事業名」提出書類」とすること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

（４）提出期限

令和 6 年 8 月 12 日（月）17 時（必着）

（５）その他

- ア 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- イ 必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。
- ウ 期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。

## 10 誓約書の提出等

- （１）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙 2 の誓約書を提出しなければならない。
- （２）企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合は、再委託先が地方公共団体又は独立行政法人の場合を除き、再委託先も誓約書を提出すること。
- （３）前 2 項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは、誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- （４）（１）は、独立行政法人には適用しない。

## 11 契約の締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

## 12 スケジュール

- ① 公募開始：令和 6 年 7 月 18 日（木）
- ② 公募締切：令和 6 年 8 月 12 日（月）17 時
- ③ 選定：令和 6 年 8 月〇〇日
- ④ 契約締結：令和 6 年 9 月以降
- ⑤ 契約期間：契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日まで

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ 事業開始日は、契約予定者選定後、スポーツ庁と契約予定者との間の契約条件等の協議、事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに留意すること。

#### 14 その他

- (1) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 本事業の実施に当たっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等を遵守すること。また、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示すること。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (4) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。
- (5) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (6) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備を行うこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む。）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（旅費・謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行口座情報

## 審査基準

### I 契約予定者の選定方法

提案された企画について審査を行い、評価得点の高い提案を行った提案者から順に予算の範囲内で契約予定者を選定する。ただし、最低評価得点を 40 点とし、最低評価得点未満の提案に係る提案者については選定しない。

### II 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。なお、必要に応じ、全ての提案者を対象としたヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じ、スポーツ庁から提案者に対して、提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

### III 評価方法

評価は、IV の評価項目について V の評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した合計点数を平均したものを当該提案の評価得点とする。

### IV 評価項目

#### 1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っており、事業を円滑に遂行するための実施体制に工夫がなされていること。
- (2) 業務従事予定者が、事業の実施に関する必要な当該及び関連分野に関する知識・知見を有していること。
- (3) 事業を効果的に遂行するために必要なノウハウ等を有していること。
- (4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

#### 2 事業内容に関する評価

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公募要領に定める全ての事業内容(特定の障害種に限定せず、幅広い障害種が対象となったもの)が提案されるとともに、本事業の目的の達成に向けた目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- (2) 円滑な業務実施が可能なスケジュールとなっており、方法・内容等が具体的かつ合理的であること。
- (3) ツール作成における研究チームの結成及び各会議、検討会の開催が具体的に提案され、連絡・調整業務の実績を十分有していること。
- (4) 幅広い障害種に係るスポーツ指導に関する情報収集能力に優れていること。
- (5) ツールの周知について、具体的かつ実現性のある方法・内容等が提案されており、周知の効果が見込めること。

- (6) ツールの試行や結果の反映について、方法・内容等が具体的に提案され、実現性・妥当性があること。
- (7) 障害者スポーツの今後の発展に寄与し、障害者のスポーツ参画人口の拡大が見込まれる内容であること。
- (8) 提案内容を達成するための妥当な経費が示されていること。

### 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

## V 評価基準

### 1 「1 事業実施主体に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 十分＝5点 | 普通＝2点 | 不十分＝0点 |
|-------|-------|--------|

### 2 「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

|             |          |       |
|-------------|----------|-------|
| 大変優れている＝10点 | 優れている＝8点 | 普通＝5点 |
| やや劣っている＝2点  | 劣っている＝0点 |       |

### 3 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
  - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
  - ・認定段階3＝2点
  - ・プラチナえるぼし認定＝4点
  - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点

- ・トライくるみん認定＝1.5点
  - ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
  - ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
  - ・プラチナくるみん認定＝4点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ・ユースエール認定＝2点
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」による認定
- ・スポーツエールカンパニー認定＝1点
  - ・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定＝2点
  - ・Bronze（ブロンズ）認定＝2点
  - ・Bronze+（ブロンズプラス）認定＝2.5点
  - ・Silver（シルバー）認定＝2.5点
  - ・Silver+（シルバープラス）認定＝3点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点
- ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

## 誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は名前とともに生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。